

## 評議員会細則

### 第1条 機能

評議員は所属する支部の活動をふくめ、本会の運営に参画する。

### 第2条 評議員の選挙方法

評議員は、原則として各支部の推薦を受け、理事会において選出し、総会の承認を得る。

### 第3条 評議員の資格

- 1) 比較文学・比較文化研究の分野で学問的貢献があり、原則として日本比較文学会の学会運営において、役員等の経験のある者。
- 2) 会長・理事・会計監査・支部長等、日本比較文学会の運営業務を担当する者は評議員を兼務できない。

### 第4条 評議員の任期

任期は4年とし、再任をさまたげない。

### 第5条 議長および招集

必要に応じ理事会の決定を経て、会長が評議員会を招集する。また、議長は評議員の中から、会長が委嘱するものとする。

### 第6条 改廃

本細則の改廃は理事会の議を経て決定し、総会に報告される。

### 付則

本細則は平成7年6月5日から施行する。

本細則は平成12年6月5日から施行する。

本細則は平成13年6月17日から施行する。